

船舶事故調査報告書

令和元年6月26日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	平成30年8月24日 01時20分ごろ
発生場所	京都府宮津市無双ヶ鼻 ^{むそうがはな} 東方沖 宮津黒埼灯台から真方位141° 2.9海里付近 (概位 北緯35° 33.6′ 東経135° 17.5′)
事故の概要	セメント運搬船PRILLY ^{プライリー} は、錨泊中、走錨して定置網に乗り揚げた。
事故調査の経過	平成30年8月29日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	セメント運搬船 PRILLY（インドネシア共和国籍）、2,630トン 8816364（IMO番号）、PT.PELAYARAN ANDALAS BAHTERA BARUNA
乗組員等に関する情報	船長（インドネシア共和国籍）、船長免状（インドネシア共和国発給）
負傷者	なし
損傷	本船 船尾部外板に擦過傷 定置網 ロープに切損
気象・海象	気象：天気 雨、風向 南、風力 11、視界 不良 海象：波高 約3m 宮津市には、8月23日15時59分に暴風警報が発表され、本事故時も継続中であった。
事故の経過	本船は、船長ほか15人（全員インドネシア共和国籍）が乗り組み、京都府舞鶴市舞鶴港に入港予定であったが、台風第20号が接近していたので、船舶代理店の助言もあって同港西方の栗田湾 ^{くんだ} で錨泊することとし、平成30年8月23日17時35分ごろ同湾の水深約34mの水域に両舷錨を投じ、左舷の錨鎖を6節、右舷の錨鎖を4節として錨泊を開始した。 本船は、船長が、守錨当直を始め、24日00時30分ごろ風速が20m/sを越えるようになったのを認め、機関をスタンバイとし、航海士にレーダーで船位を確認させていたが、海上保安庁から国際VHF無線電話で走錨している旨を知らされ、走錨していることに気付き、直ちに機関を前進として走錨を止めたものの、定置網に乗り揚げた。
分析	本船は、台風第20号が接近して暴風警報が発表された状況下、左舷の錨鎖を6節、右舷の錨鎖を4節延出して錨泊を続けていたことから、係駐力を上回る外力を受けて走錨し、機関を前進として走錨を止めたものの、定置網に乗り揚げたものと考えられる。

原因	本事故は、本船が、台風第20号が接近して暴風警報が発表された状況下、左舷の錨鎖を6節、右舷の錨鎖を4節延出して錨泊を続けていたため、係駐力を上回る外力を受けて走錨し、機関を前進として走錨を止めたものの、定置網に乗り揚げたものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・ 錨泊方法は、双錨泊を基本とし、錨鎖を十分に延出して錨及び錨鎖で係駐力を確保すること。・ 船長は、急速に変化する風向及び風速に応じて出力の調整を的確に実施しながら継続的に機関を使用すること。